

仕様書

第1 件名

「向島遊びで春を満喫～“桜”と“踊”と“旨いもの”～」事業実施委託

第2 目的

江戸時代から風光明媚の地として栄えた向島地区には、現在もなお多くの料亭や置屋、和菓子屋が点在しており、100名近くの芸者衆が稽古事に励み、花街文化を色濃く残している。隅田公園や隅田川七福神等の名所・旧跡を背景として、季節ごとに彩り豊かな江戸情緒を感じることができるエリアである。

しかし、観光地としての向島地区には様々な課題がある。花街文化や神社仏閣等、江戸文化を感じられる地域資源はあるものの、まち全体としての賑わいや活気があまり感じられない。また、このような地域資源の認知度が低く、年間を通しての来訪者、特に外国人観光客の来訪が少ない。

本企画は、向島ならではの花街文化との距離の近さを踏まえながら、向島の魅力を「魅せる」、向島文化を「体験する」、向島で「食べる」ことを通して、向島の魅力発信、誘客、回遊・再訪の促進を実現することを目的とする。これにより、向島を、歴史文化を伝承しながら賑わいと活気のあふれる街とすることを目指すものである。

なお、本事業は、向島町おこしの会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年9月20日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

1月～2月頃	企画・調整
2月～3月頃	イベント準備・広報、マップ作成
3月下旬頃	イベント実施
4月～5月頃	イベント検証
5月～9月頃	効果検証、次年度継続の課題整理、報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の発足及び運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、その中で、情報発信や、イベントの実施等について検討をしていく。なお、協議会は、1月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 桜橋通りでの1日限定イベントの実施

多くの観光客が気軽に、自由に観覧ができ、向島の魅力を発信する場として、屋外にイベントスペースを設け、向島游神太鼓や向嶋墨堤組合の芸者衆等、向島ゆかりの演者を集めたステージを行う。また、向嶋墨堤組合の広間を貸切り、「向島花街」を魅せる機会として芸者衆による演舞を観覧する特別体験を実施する。さらに、向島地区を回遊し、より深く向島を知ってもらう機会とするため、向島の観光資源をめぐる江戸をテーマとした街歩きツアー「向島江戸歩きツアー」を実施する。

実施にあたっては以下の(1)～(7)に留意し、企画提案者と協議のうえ決定すること。

(1) 概要

実施日時：平成31年3月下旬から4月上旬（桜開花時期）の1日

午前10時から午後6時頃まで

会場：ステージ 桜橋通りの広場（参加費無料）

芸者衆の演舞観覧 向嶋墨堤組合広間（参加費の有無は提案による）

向島江戸歩きツアー 向島地区一帯（参加費無料）

参加人数目途：500人（ステージ、演舞観覧、向島江戸歩きツアーの合計）

ア ステージ

- ① 桜橋通りの広場にイベントスペースを設置すること。
- ② ステージ内容には向島游神太鼓による演奏、ゆるキャラ「向嶋言問姐さん」の出演等、地域ならではの内容を盛り込み、その他、受託者の提案に基づき追加する。
- ③ ステージ周辺には地元の銘品を販売するテントブース等を設置し、向島の食の発信も行う。

イ 芸者衆の演舞観覧

- ① 向嶋墨堤組合の大広間を貸し切り、「向島花街」の雰囲気より間近で体験できる特別体験の機会とする。なお、会場の借用については企画提案者と調整する。
- ② 2回に分けて実施し、1回50名以上の参加とする。
- ③ 参加者は基本的に日本人とし、その他外国人、観光関係業者を含むようにすること。
- ④ 外国人参加時は、英語による解説を付けること。
- ⑤ 参加者から参加者が負担する必要経費を徴収する場合は、必要経費の3分の1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を参加費として徴収し、収入とする。提案金額は、予定価格から、収入分を差し引いた金額未満とすること。
- ⑥ その他企画提案者と協議のうえ決定、集客する。

ウ 向島江戸歩きツアー

① 概要

実施回数：2回、各回3～4時間程度

参加人数目途：1回15名程度

- ② 墨田区観光協会のガイドの会のツアーガイドを付けること。また、芸者衆を1名以上伴いともに巡るツアーとすること。
- ③ 参加者は1回は日本人のみ、1回は外国人のみとする。外国人参加者の回は英語によるツアーガイドを付け実施すること。

- ④ 「向島観光案内板」を活用し、向島の歴史を解説しながら巡るものとする。
 - ⑤ 自然、花街文化、神社仏閣、地元の銘菓等を組み合わせ、向島ならではの地域資源を堪能できる内容とすること。
- (2) イベント広報用チラシ及びポスターを制作するほか、受託者がその他の広報手法及び内容を提案し、企画提案者と協議のうえ実施する。チラシは日本語版 1,000 部、英語版 1,000 部、ポスターは日本語版 100 部とし、企画提案者と協議のうえ配布する。
 - (3) イベント参加者にアンケートを実施し、その結果に基づき効果測定及び課題抽出を行い、企画提案者にフィードバックすること。なお、外国語によるアンケート結果は日本語訳のうえまとめたものを提供すること。
 - (4) イベント設定にあたっては、企画説明資料等を作成したうえ TCVB 及び協議会に企画案を提示し承認を得ること。
 - (5) イベントの実施にあたっては、イベント保険へ加入するなど、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応できるよう想定すること。
 - (6) 物販または飲食物の提供等を行う場合は、提供のための団体を招聘し、収入は本事業会計と切り離すこと。
 - (7) その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

3 向島のまち全体の雰囲気づくり

向島地区の回遊促進として、2のイベント実施日を含めた桜の開花時期に、対象エリアを彩る「向島のまち全体の雰囲気づくり」に取り組む。具体的には、料亭や神社仏閣の街並みに合う行燈や提灯等の照明器具の設置や装飾等により、街全体の一体的な雰囲気づくりを行う。詳細は受託者が提案し、企画提案者及び TCVB と協議のうえ決定する。

その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

4 マップの作成

向島エリアの回遊を促すための向島回遊マップを 2,000 部作成する。内容は向島全域の飲食店情報やイベント情報及び回遊情報等を盛り込み、2のイベント実施時に配布する。規格等詳細は提案によることとし、企画提案者及び TCVB と協議のうえ決定する。

5 事業内容・手法のフィードバック

(1) 事業結果及び継続性の検証

1から4を通して得られた調査結果及び事業効果並びに継続実施するうえでの課題等を整理し、今後当該事業を継続的に実施していくための指針として、企画提案者にフィードバックする。また、次年度以降、協議会を継続するための課題整理と解決策案等も提示すること。

(2) 「向島遊びで春を満喫～“桜”と“踊”と“旨いもの”～」事業ツールブック」の作成

1から4における検証を通じて整理された、当該事業の課題を解決または軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A 4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

6 報告書類の提出

受託者は、1 から 4 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要 (件名・事業期間・企画提案者・受託事業者・事業目的)、事業内容 (基本的に委託内容の項目と一致)、事業スケジュール、事業運営体制 (チャート図等)

2 桜橋通りでの 1 日限定イベントの実施について

3 向島のまち全体の雰囲気づくりについて

4 マップの作成について

5 実施結果

6 事業の成果

7 今後の課題

8 今後の展開

9 参考資料 (会議議事録等)

規 格	大きさ：A 4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上

	<p>Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。</p> <p>包装紙：再生紙を使用すること。</p> <p>使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準 1 を満たすこと。</p>
--	---

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	<p>大きさ：A3</p> <p>頁 数：1枚・中折片面・見開き</p> <p>色 ：4色カラー刷り</p> <p>使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上）</p>
その他	<p>校 正：2回以上</p> <p>Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。</p> <p>包装紙：再生紙を使用すること。</p> <p>使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準 1 を満たすこと。</p>

第7 納入物件

- | | |
|---|--------|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「向島遊びで春を満喫～“桜”と“踊”と“旨いもの”～」事業
ツールブック | 10部 |
| 4 マップ | 2,000部 |
| 5 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 7 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成31年1月から平成31年9月までの間、毎月1回以上、TCVBに対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVBと協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・

報告等を行うなど、適切な処理に努めること。

- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第 13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部事業課 谷口・荒井・荒木

電話 03-5579-2682 / FAX 03-5579-8785